

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

和歌山市人事委員会





和 市 人 委 第 8 1 号  
令 和 6 年 1 0 月 1 7 日  
( 2 0 2 4 年 )

和歌山市議会議長 丹 羽 直 子 様  
和 歌 山 市 長 尾 花 正 啓 様

和歌山市人事委員会  
委員長 田 中 祥 博

### 職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1  
のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望  
します。

## 目 次

### 別紙第1 報告

---

1	職員の状況 .....	1
2	民間給与等の調査 .....	1
3	職員と民間従業員との給与比較 .....	3
4	生計費 .....	4
5	人事院の報告及び勧告 .....	4
6	むすび .....	5

### 別紙第2 勧告

---

13

### 資料

---

1	職員給与関係 .....	15
2	民間給与関係 .....	21
3	生計費関係 .....	40
4	人事院の報告及び勧告 .....	41

(人事院勧告・報告の概要)

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与、その他職員の給与等を決定する諸条件について継続的に調査・研究を行っている。

その概要は、次のとおりである。

### 1 職員の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日現在における職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態について把握するため、「令和 6 年職員給与等実態調査」を実施した。

職員の総数は、2,239人であり、その従事する職務の種類に応じて、それぞれ行政職給料表、教育職給料表、消防職給料表、医療職給料表、福祉保健職給料表の 5 種 7 給料表の適用を受けている。

このうち民間給与との比較を行っている一般行政職の職員の数 は 1,338 人、平均年齢は 42 歳 4 月、学歴別構成比は大学卒 76.6%、短大卒 8.2%、高校卒 15.2% である。

また、一般行政職の職員の本年 4 月における平均給与月額 は、給料 326,055 円、扶養手当 9,586 円、地域手当 20,911 円、その他の手当 16,873 円、合計 373,425 円である。（資料 1 職員給与関係 第 1 表 16・17 頁）

### 2 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、市内における企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 60 事業所について、人事院、和

歌山県人事委員会等と共同で「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び医療関係、教育関係等54職種について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給等の状況を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査している。

主な調査結果は、次のとおりである。

#### (1) 初任給の状況

新卒者の採用を行った事業所は、大学卒で34.6%（昨年32.6%）、高校卒で25.2%（同26.8%）となっており、そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で79.0%（同65.5%）、高校卒で85.6%（同49.2%）となっている。

一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で21.0%（同34.5%）、高校卒で14.4%（同50.8%）となっている。

（単位：%）

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	34.6	(79.0)	
高校卒	25.2	(85.6)	(14.4)	—	74.8

（注）（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

#### (2) 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は64.6%（昨年30.2%）、中止した事業所の割合は2.1%（同5.6%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%

(同0.0%)、となっている。また、ベース改定の慣行のない事業所の割合は33.3% (同64.2%) となっている。

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係員	64.6	2.1	—	33.3
課長級	60.4	4.2	—	35.4

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は86.4% (昨年92.5%) となっている。

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	86.4	86.4	28.8	1.0	56.6	0	13.6
課長級	78.7	78.7	24.3	1.0	53.4	0	21.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 3 職員と民間従業員との給与比較

#### (1) 月例給

前述の「令和6年職員給与等実態調査」及び「令和6年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては一般行政職の職員、民間従業員にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与月額を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行った。

比較の結果、較差を算出したところ職員の給与が民間給与を1人当た

り平均11,168円（2.93%）下回っていた。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
392,605円	381,437円	11,168円（2.93%）

（注） 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

## （2） 特別給

民間における賞与等の特別給の支給状況については、次表に示すとおりであり、所定内給与月額 $\times$ 4.59月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.50月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月分下回っていた。

平均所定内給与	下半期（A <sub>1</sub> ）	360,079円
	上半期（A <sub>2</sub> ）	378,706円
特別給の支給額	下半期（B <sub>1</sub> ）	846,085円
	上半期（B <sub>2</sub> ）	848,301円
特別給の支給割合	下半期（B <sub>1</sub> ／A <sub>1</sub> ）	2.35月分
	上半期（B <sub>2</sub> ／A <sub>2</sub> ）	2.24月分
	計	4.59月分

（注） 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは令和6年2月から同年7月までの期間をいう。

## 4 生計費

本委員会が総務省による家計調査を基礎として算定した、本市における本年4月の標準生計費は、2人世帯で122,472円、3人世帯で148,535円、4人世帯で174,616円、5人世帯で200,701円となっている。（資料 3 生計費関係 第16表 40頁）

## 5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律等に基づき、一般職の職員の給与



について報告及び勧告をするとともに、あわせて公務員人事管理について報告を行った。（資料 4 人事院の報告及び勧告 41頁）

## 6 むすび

本年の職員の給与の決定に関係のある基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

月例給については、本年4月時点で比較した職員の給与が民間給与を11,168円(2.93%)下回る結果となっている状況である。

特別給（期末手当・勤勉手当）については、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数（4.50月）が市内民間事業所の賞与等の支給月数（4.59月）を0.09月下回っている状況である。

本委員会としては、これらの調査結果及び給与改定に係る国等の状況を総合的に勘案した結果、職員の給与等について次のとおり取り扱う必要があると判断する。

### (1) 令和6年4月の民間給与と比較に基づく給与改定等

#### ア 給料表

現行の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容及び本市の実情を考慮し、人材確保の観点から、初任給をはじめ若年層等に重点を置きつつ、給料表全体の引上げ改定を行う必要がある。

#### イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮して、改定する必要がある。

#### ウ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮し、年間支給月数を0.1月分引き上げる必要がある。

なお、支給月数引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分については、人事院の勧告に準じた改定をすることが相当である。

## (2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

### 給料表

(1)のアによる改定後の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の新俸給表の改定内容及び本市の実情を考慮し、改定を行う必要がある。

## (3) 実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施する。ただし、(1)のウの期末手当及び勤勉手当については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施し、(2)については、令和7年4月1日から実施する。

## (4) 給与制度のアップデート

人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代に即した給与制度に転換するため、①若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定、②職務や職責をより重視した俸給体系等の整備、③能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定、④地域における民間給与水準の反映、⑤採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応、⑥その他環境の変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度の整備を行うとしている。

今後の給与制度のあり方については、扶養手当、地域手当、管理職

員特別勤務手当及び特定任期付職員の特別給等を含めた本市の実情に即した制度の構築に向けて、国や他の地方公共団体の動向に注視しつつ、改定について検討する必要がある。

(5) 人材の確保・育成

社会経済や国際情勢の急激な変化に伴い、行政の課題が複雑化・多様化する一方で、より一層業務の効率化やデジタル化が求められ、公務を取り巻く環境が大きく変化している。加えて、災害など市民生活を脅かす出来事も増え、行政の役割はこれまで以上に重要性を増している。しかしながら、受験年齢人口の減少に加え、勤務環境や給与面での魅力の低下、働き方やキャリア形成に対する若年層の意識の変化などにより、全国的に公務員志望者は減少している。

本市においても、受験者数は減少傾向となっており、主に技術職の採用区分について、採用予定数を確保できていない職種が存在する。

そのため、一部技術職の試験区分において、高等専門学校卒業者の受験年齢の緩和、公務員試験対策を必要としない筆記試験への変更、論文試験の廃止など、採用試験の見直しを行い、受験者の確保に努めている。

一方、本委員会では、学生や保護者向けに職員採用説明会を開催し、ウェブサイトやSNSを用いた広報活動など受験意欲を高める取組を行っているところである。今後も、任命権者と連携しながら、受験者を増やすための効果的な方策等を検討し、多様で有為な人材の確保を目指す必要がある。

また、限りある人材を最大限に活用するには、育成が重要であり、OJT、メンター制度、職員研修、ジョブローテーションなどにより、それぞれの特性や利点を生かしながら、組織全体で人材育成に取り組む必要がある。任命権者は、職務適性に基づいた人事配置を行ったうえ

で、各職員にやりがいを持たせながら、人材育成基本方針に基づき、個々の能力を伸ばし、キャリアの形成を支援することが重要である。

## (6) 勤務環境の整備

### ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、組織の構成員である職員のWell-beingの実現に向けて、職員の公務能率や労働意欲の向上、人材の確保、さらには仕事と家庭の両立支援につながる極めて重要な課題である。

令和5年度においては、令和4年度比で時間外勤務が、年間360時間超の職員数は増加しており、依然として年間720時間を超える職員や月100時間以上の時間外勤務を行っている職員が存在している。

長時間労働は、業務の効率を低下させ、職員の健康に悪影響を及ぼすことから、任命権者においては、職員の勤務状況を把握し、特定の所属や職員に負担が集中しないよう業務量に応じた適正な人員配置が求められる。

各所属長においては、業務の必要性や優先順位等を検討し、業務の平準化に向けて適切なマネジメントを行い、職員においては、限られた時間の中で成果を上げることができるよう、DXの推進、マニュアルの見直し、職員間の協力などにより業務の効率化や改善を図る必要がある。

### イ 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立を支援するためには、定められた休暇等が取得しやすい職場環境づくりを進める必要がある。和歌山市特定事業主行動計画においては、令和7年度における年次有給休暇の年間平均使用日数13日以上及び男性職員の育児休業取得率13%以上との目標値を定め、取得促進に取り組んでいる。

令和5年度の年次有給休暇平均使用日数は、令和4年度と比べて、12.4日から13.3日へ増加し、初めて目標値の13日を上回っており、また、男性職員の育児休業取得率は、令和4年度と比べて28.6%から42.2%へと大幅に増加している。

年次有給休暇等の取得により、心身の疲れを癒し、家庭生活の充実が図られ、勤労意欲の向上はもとより公務能率の維持増進にも寄与することが期待できることから、今後も管理職員においては、自ら率先して休暇を取得するとともに、業務の繁閑や職員の意向を踏まえ、休暇の計画的取得や連続取得を促進していく必要がある。

育児や家族の介護等を行う職員に対して、仕事と家庭の両立を支援し、柔軟・多様でバランスの取れた働き方やキャリア形成ができる職場環境を整備することは、職員が安心して職務を遂行する上で極めて重要である。

また、国においては、個々の職員の希望に応じた働き方をより一層可能とする取組として、フレックスタイム制の見直し、勤務間インターバル確保に係る努力義務規定の導入、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等の柔軟な働き方を実装するための制度改革を行っているところである。

任命権者においても、多様な働き方について、適正な公務運営を確保する観点から、現場の実情に配慮しつつ、国や他の地方公共団体の動向に注視しながら、働きやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。

#### (7) 心の健康づくりの推進

任命権者は、心身の健康を促進するため、メンタルヘルスに関する研修や相談、ストレスチェック制度など、様々な取組を行っているところであるが、令和5年度当初におけるメンタル不調による休職者は、

令和4年度に比べて増加している。

職員は、自分のストレスチェックなどにより、心と体の健康に注意し、自身の変化に気づくことが重要である。また、職員同士が、日常的にコミュニケーションを取り、不調の兆候が見られる職員には、積極的に声掛けをするなど、メンタル不調について、早期発見・早期対応を心掛ける必要がある。

管理監督者は、特定の職員に過度の負担が生じないように業務分担の見直しや職員が協力し合える職場風土を醸成するなど、組織全体で良好な職場環境の整備に努めなければならない。また、任命権者は、今後も効果的な研修機会の提供やメンタルヘルス相談の実施など職員のスキル向上と心身の健康促進に努めなければならない。

#### (8) 高齢期職員の働き方

若年労働力人口の減少に伴い、多様化し高度化する行政ニーズに対応するためには、定年引上げ等による高齢期職員が高い意欲を持って、幅広い職務において業務を遂行できるよう支援する必要がある。

任命権者は、高齢期職員が持つ豊富な経験や知識を積極的に活用できるように、適材適所の配置や期待する役割の明確化を行うことが重要である。また、加齢に伴う身体機能の低下が影響する可能性がある職種については、その特殊性を考慮して職務内容や人事管理を工夫し、高齢期職員が最大限に貢献できる環境を整えていかなければならない。

#### —おわりに—

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものである。

民間準拠を基本として市職員の給与を決定する仕組みは、長期的視点から見ると市民の支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労

使関係の安定、公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、今後とも、勧告制度の意義、役割を十分認識して対処されることを要請する。





## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

### 1 令和 6 年 4 月の民間給与と比較に基づく給与改定等

- (1) 現行の給料表については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。
- (2) 初任給調整手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。
- (3) 期末手当及び勤勉手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。

### 2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

1 の(1)による改定後の給料表については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。

この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(3)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、2 については、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。



# 資 料

## 1 職員給与関係

### 令和6年職員給与等実態調査の概要

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与等の実態を把握するため、令和6年4月1日を基準日として、職員の給与等について調査したものである。

#### (2) 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に該当する職員は、調査から除外した。

##### 【調査対象外職員】

- ・ 技能労務職員
- ・ 企業職員
- ・ 臨時的任用職員
- ・ 会計年度任用職員

#### (3) 調査事項

4月分給与月額、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

ただし、再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員については、給料表別、級別職員数等の職員数のみ調査した。

なお、休職者、停職者等に対し、給与の減額等がなされている場合は、その者に本来支給されるべき給与の月額によることとした。

第1表 職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均給与月額				
		給料	扶養手当	地域手当	小計	その他の手当
全	人 2,239	円 327,197	円 9,757	円 20,850	円 357,804	円 14,313
行政職給料表	1,443	324,257	9,341	20,754	354,352	16,411
一般行政職	1,338	326,055	9,586	20,911	356,552	16,873
教育職給料表(1)	52	369,682	9,375	22,921	401,978	17,760
教育職給料表(2)	30	380,423	18,067	25,776	424,266	33,723
教育職給料表(3)	36	360,644	6,403	23,146	390,193	21,642
消防職給料表	380	341,508	15,717	21,666	378,891	8,943
医療職給料表	4	490,449	7,625	67,920	565,994	223,300
福祉保健職給料表	294	303,868	3,755	18,478	326,101	4,629

(注) 1 教育職給料表(1)～(3)の給料には教職調整額を、医療職給料表の給料には給料の調整額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当等である。

3 構成比については、四捨五入の関係で合計が100とならない場合がある。

合 計	平 均 年 齡	平均経 験年数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
			大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男 性	女 性
円 372,117	歳 月 41.05	年 月 19.02	% 69.6	% 13.6	% 16.8	% —	% 66.3	% 33.7
370,763	42.01	19.07	77.5	7.8	14.8	—	69.9	30.1
373,425	42.04	19.11	76.6	8.2	15.2	—	70.7	29.3
419,738	42.03	17.03	100.0	—	—	—	67.3	32.7
457,989	43.01	17.04	100.0	—	—	—	80.0	20.0
411,835	42.10	20.11	50.0	50.0	—	—	2.8	97.2
387,834	40.01	19.02	46.3	11.3	42.4	—	97.4	2.6
789,294	53.09	24.11	100.0	—	—	—	—	100.0
330,730	39.03	17.00	54.4	44.9	0.7	—	15.6	84.4

第2表 給料表別、級別職員数等

行政職給料表					一般行政職				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数	級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月	計	人	円	歳月	年月
	1,443	324,257	42.01	19.07		1,338	326,055	42.04	19.11
1	177	208,128	26.08	4.04	1	159	208,134	26.09	4.05
2	129	232,679	31.04	8.07	2	117	232,449	31.05	8.07
3	220	263,598	34.11	12.01	3	196	263,621	34.11	12.02
4	243	320,676	41.09	19.05	4	230	320,694	41.09	19.06
5	296	365,525	48.00	25.09	5	275	365,723	48.01	25.10
6	242	401,425	51.03	28.09	6	229	401,387	51.03	28.09
7	92	428,584	54.07	32.05	7	89	428,553	54.07	32.06
8	32	455,913	56.07	33.07	8	31	456,006	56.06	33.06
9	12	481,183	56.09	34.04	9	12	481,183	56.09	34.04

教育職給料表(1)				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	52	369,682	42.03	17.03
1	—	—	—	—
2	50	366,415	41.09	17.03
3	1	*	*	*
4	1	*	*	*

教育職給料表(2)				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	30	380,423	43.01	17.04
1	—	—	—	—
2	9	348,978	37.11	9.10
3	21	393,900	45.03	20.07

教育職給料表(3)				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	36	360,644	42.10	20.11
1	—	—	—	—
2	24	337,766	38.03	16.04
3	12	406,400	52.01	30.01

消防職給料表				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	380	341,508	40.01	19.02
1	40	222,555	23.11	3.09
2	24	247,638	26.10	5.08
3	35	264,414	29.08	8.05
4	54	308,574	36.04	15.00
5	96	357,900	41.07	20.07
6	85	404,439	48.04	27.02
7	33	434,673	53.11	33.05
8	7	446,200	57.06	37.08
9	5	462,200	57.11	38.03
10	1	*	*	*

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、「\*」としている。(以下本表において同じ)

医療職給料表				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人 4	円 490,449	歳月 53.09	年月 24.11
1	1	*	*	*
2	2	*	*	*
3	—	—	—	—
4	1	*	*	*

福祉保健職給料表				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人 294	円 303,868	歳月 39.03	年月 17.00
1	54	211,717	26.06	5.00
2	62	263,840	33.09	12.00
3	94	311,387	40.02	17.05
4	52	372,888	49.00	26.03
5	32	402,678	52.11	30.08

(参考)

再任用職員給料表	
級	職員数
計	人 172
1	27
2	5
3	85
4	16
5	38
6	1
7	—
8	—
9	—

行政職給料表 (定年前再任用短時間勤務職員)	
号	職員数
計	人 7
1	—
2	—
3	2
4	1
5	4
6	—
7	—
8	—
9	—

(注) 再任用職員数は短時間勤務職員も含む。

特定任期付職員給料表	
号	職員数
計	人 1
1	1
2	—
3	—
4	—
5	—
6	—
7	—

第3表 職員の扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である子 を有する者	配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
	人	人	人	人
1 人	305	122	156	27
2 人	365	159	362	5
3 人	278	224	276	3
4 人	69	62	69	2
5 人	6	6	6	1
6 人	1	1	1	—
計	1,024	574	870	38

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,333円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第4表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 者	人 1,974
交通機関等のみを利用する者	252
交通用具のみを使用する者	1,617
交通機関等と交通用具を併用する者	105
交通機関等の利用者 1人当たり平均手当月額	円 14,870
交通用具の使用者 1人当たり平均手当月額	円 4,424



## 2 民間給与関係

### 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、本市の職員の給与等を検討するため、令和6年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院、和歌山県人事委員会、大阪府人事委員会、兵庫県人事委員会、広島県人事委員会

#### (3) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 119事業所

#### (4) 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

(3)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から60事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第5表(23頁)のとおりである。

##### ② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員

初任給関係229人（一般行政職に相当する調査実人員188人）、初任給関係以外の調査職種3,134人。（一般行政職に相当する調査実人員2,717人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は12,833人であり、うち、一般行政職に相当するものは8,664人である。）

④ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第5表 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所 53	事業所 4	事業所 2	事業所 3	事業所 19	事業所 25	事業所 21	事業所 24	事業所 8
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	6	—	—	—	1	5	2	2	2
製造業	15	4	—	—	6	5	5	8	2
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	12	—	1	1	4	6	7	3	2
卸売業、小売業	3	—	—	—	2	1	1	1	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	—	1	1	2	1	4	1	—
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	12	—	—	1	4	7	2	9	1

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が7事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第6表 民間における家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		割 合
家族手当制度がある		77.1%
配偶者に家族手当を支給する		70.2%
子に家族手当を支給する		77.1%
家族手当制度がない		22.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	10,090 円
	配偶者と子1人	15,569 円
	配偶者と子2人	20,655 円
	子 1 人	8,418 円
	子 2 人	15,109 円
	子 3 人	21,800 円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。
- 3 家族手当制度がある事業所を100とした場合、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は91.1%、子に家族手当を支給する事業所の割合は100%である。

第7表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	16.0%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、 他の民間企業の見直しの動向、公務員 の見直しの動向等によっては、見直すこと を検討	10.3%
配偶者に対する家族手当を見直す予定は ない (検討も行っていない)	73.7%

第8表 民間における在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
%	%	%	%	%	%
100.0	(62.7)	(1.9)	(28.1)	(7.3)	0.0

(注) ( ) 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第9表 民間における新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を 含む 通勤手当を 支給する					特急料金を 含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
%	%	%	%	%	%
70.7	(77.0)	(0.0)	(23.0)	(0.0)	29.3

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ( ) 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
52.8	47.2	50.7	49.3	50.5	49.5

第11表 民間における定年の取扱い

定年制あり	定年制なし	
	60歳	61歳以上
100.0 %	69.0 %	31.0 %
		0.0 %

(注) 職種、役職により異なる定年年齢を定めている場合は、最も多くの従業員に適用されている定年年齢としている。

第12表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
	課長級	46.1 %	22.7 %	53.9 %
	非管理職	33.7 %	24.3 %	66.3 %

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。(第13表において同じ。)  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第13表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
81.2 %	81.2 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第14表 職種別、学歴別、規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	241,647	251,177	202,756	※197,467	
	短大卒	202,526	204,714	※192,148	※202,214	
	高校卒	182,884	180,589	183,404	189,108	
新卒事務員	大学卒	221,603	232,838	202,650	※195,000	
	短大卒	※171,281	—	※177,000	※161,560	
	高校卒	※176,908	※164,000	※179,408	※179,700	
新卒技術者	大学卒	260,357	262,504	※204,500	※202,400	
	短大卒	204,864	204,714	※198,000	※220,000	
	高校卒	183,719	181,154	※185,543	191,930	

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

3 大卒者の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。

4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

第15表 職種別、学歴別民間給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事	支 店 長	2	50.0	976,710	3,185	973,525
	大 学 卒	1	*	*	*	*
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	1	*	*	*	*
	中 学 卒	—	—	—	—	—
務	工 場 長	4	55.6	1,012,382	533	1,011,849
	大 学 卒	3	55.6	869,426	1,054	868,372
	短 大 卒	1	*	*	*	*
	高 校 卒	—	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—	—
・	事 務 部 長	71	52.4	637,322	4,127	633,195
	大 学 卒	56	51.9	673,315	2,313	671,002
	短 大 卒	6	55.7	501,068	11,232	489,836
	高 校 卒	9	52.8	531,149	9,331	521,818
	中 学 卒	—	—	—	—	—
技	技 術 部 長	65	54.4	698,483	5,976	692,507
	大 学 卒	43	54.0	759,885	2,336	757,549
	短 大 卒	8	56.3	659,015	10,135	648,880
	高 校 卒	13	54.4	558,122	13,904	544,218
	中 学 卒	1	*	*	*	*
術	事 務 部 次 長	53	51.8	582,861	1,214	581,647
	大 学 卒	46	51.3	595,135	1,429	593,706
	短 大 卒	2	56.5	583,100	0	583,100
	高 校 卒	5	54.0	493,911	0	493,911
	中 学 卒	—	—	—	—	—
関	技 術 部 次 長	21	51.4	526,631	13,611	513,020
	大 学 卒	8	53.7	609,491	16,321	593,170
	短 大 卒	3	51.1	575,917	0	575,917
	高 校 卒	10	50.0	462,110	15,144	446,966
	中 学 卒	—	—	—	—	—
係	事 務 課 長	172	49.5	560,576	6,221	554,355
	大 学 卒	125	48.0	599,928	5,596	594,332
	短 大 卒	14	53.8	436,419	4,438	431,981
	高 校 卒	33	52.8	485,830	9,166	476,664
	中 学 卒	—	—	—	—	—
職	技 術 課 長	159	50.8	602,530	6,654	595,876
	大 学 卒	95	49.6	630,033	2,227	627,806
	短 大 卒	23	49.8	570,419	8,479	561,940
	高 校 卒	38	53.9	553,725	16,338	537,387
	中 学 卒	3	57.5	690,730	2,413	688,317

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、「\*」としている。(以下本表において同じ)



備	考
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
同	上
{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	
同	上
{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
同	上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事	事務課長代理	108	48.0	452,120	22,775	429,345
	大 学 卒	78	47.0	461,542	17,595	443,947
	短 大 卒	12	49.2	382,327	18,824	363,503
	高 校 卒	18	50.8	458,812	44,074	414,738
	中 学 卒	—	—	—	—	—
務	技術課長代理	75	48.9	523,667	45,250	478,417
	大 学 卒	42	47.5	527,341	41,307	486,034
	短 大 卒	14	50.2	481,264	42,942	438,322
	高 校 卒	19	50.9	551,274	55,492	495,782
	中 学 卒	—	—	—	—	—
・	事務係長	134	46.4	476,730	41,136	435,594
	大 学 卒	78	43.8	457,456	42,519	414,937
	短 大 卒	9	42.5	388,619	29,419	359,200
	高 校 卒	47	51.4	524,078	40,764	483,314
	中 学 卒	—	—	—	—	—
技	技術係長	163	51.2	550,243	37,180	513,063
	大 学 卒	74	46.7	546,930	32,643	514,287
	短 大 卒	10	47.1	520,576	41,503	479,073
	高 校 卒	77	55.7	556,932	40,535	516,397
	中 学 卒	2	46.3	461,730	87,331	374,399
術	事務主任	122	41.0	359,968	34,499	325,469
	大 学 卒	66	37.7	366,801	35,200	331,601
	短 大 卒	20	47.4	360,922	33,223	327,699
	高 校 卒	35	42.3	346,923	34,817	312,106
	中 学 卒	1	*	*	*	*
関	技術主任	210	48.8	550,139	87,181	462,958
	大 学 卒	61	42.3	518,402	102,240	416,162
	短 大 卒	30	45.8	543,348	116,857	426,491
	高 校 卒	115	52.6	567,979	72,525	495,454
	中 学 卒	4	38.3	413,355	65,576	347,779
係	事務係員	724	40.0	322,533	25,476	297,057
	大 学 卒	392	36.0	330,985	28,134	302,851
	短 大 卒	132	43.9	300,693	18,707	281,986
	高 校 卒	199	45.7	320,431	24,696	295,735
	中 学 卒	1	*	*	*	*
職	技術係員	634	34.6	384,937	68,907	316,030
	大 学 卒	302	31.7	374,870	61,605	313,265
	短 大 卒	106	35.2	399,716	81,701	318,015
	高 校 卒	222	38.4	390,831	71,135	319,696
	中 学 卒	4	26.8	335,591	81,711	253,880

備	考
<p>{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者          課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者          課長に直属し部下4人以上を有する者          職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職          中間職（課長一係長間）</p>	
同	上
<p>係の長及び係長級専門職</p>	
同	上
<p>{ 係長等のいる事業所における主任          係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者          係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任          中間職（係長一係員間）</p>	
同	上
<p> </p>	
<p> </p>	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	50.0	976,710	3,185	973,525	行 政 職 9 級
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	3	55.6	869,426	1,054	868,372	同 上
	大 学 卒	3	55.6	869,426	1,054	868,372	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	40	51.8	766,527	191	766,336	同 上
	大 学 卒	35	51.5	779,848	218	779,630	
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	4	55.6	678,785	0	678,785		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	51	54.8	764,737	606	764,131	同 上	
大 学 卒	39	54.2	788,925	727	788,198		
短 大 卒	5	56.7	707,334	0	707,334		
高 校 卒	7	56.5	673,021	384	672,637		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	41	52.1	646,565	21	646,544	同 上	
大 学 卒	37	52.1	657,030	23	657,007		
短 大 卒	2	56.5	583,100	0	583,100		
高 校 卒	2	46.2	519,804	0	519,804		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	8	51.8	660,784	0	660,784	同 上	
大 学 卒	5	51.9	660,374	0	660,374		
短 大 卒	2	54.5	670,836	0	670,836		
高 校 卒	1	*	*	*	*		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 課 長	112	48.8	672,033	3,399	668,634	7 級、8 級	
大 学 卒	96	48.2	676,242	3,370	672,872		
短 大 卒	3	54.5	560,517	0	560,517		
高 校 卒	13	52.6	663,704	4,304	659,400		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 課 長	127	51.4	644,539	2,235	642,304	同 上	
大 学 卒	81	49.6	661,360	2,076	659,284		
短 大 卒	16	52.6	639,305	1,669	637,636		
高 校 卒	27	55.4	594,571	3,032	591,539		
中 学 卒	3	57.5	690,730	2,413	688,317		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
事	事務課長代理	64	48.8	545,310	28,489	516,821	行 政 職 5 級、6 級
	大 学 卒	52	48.2	542,639	19,619	523,020	
	短 大 卒	5	52.2	450,761	20,796	429,965	
	高 校 卒	7	50.8	625,360	94,918	530,442	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
務	技術課長代理	47	49.1	580,897	64,768	516,129	同 上
	大 学 卒	29	47.8	577,436	53,875	523,561	
	短 大 卒	6	50.9	526,653	97,643	429,010	
	高 校 卒	12	51.1	614,906	73,824	541,082	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
・	事務係長	110	46.2	493,395	40,549	452,846	3 級、4 級
	大 学 卒	60	42.6	475,527	43,090	432,437	
	短 大 卒	7	43.2	386,613	16,234	370,379	
	高 校 卒	43	51.5	531,609	40,337	491,272	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技	技術係長	127	51.4	567,045	32,071	534,974	同 上
	大 学 卒	60	46.3	557,631	27,544	530,087	
	短 大 卒	7	47.8	531,175	26,525	504,650	
	高 校 卒	58	56.8	580,875	36,460	544,415	
	中 学 卒	2	46.3	461,730	87,331	374,399	
関	事務主任	83	39.3	391,455	43,838	347,617	2 級 (一部は 3 級、4 級)
	大 学 卒	49	37.1	382,669	39,727	342,942	
	短 大 卒	11	47.2	416,921	56,611	360,310	
	高 校 卒	22	39.3	396,673	47,820	348,853	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
係	技術主任	167	50.8	592,125	97,942	494,183	同 上
	大 学 卒	46	43.1	560,800	120,606	440,194	
	短 大 卒	21	50.5	628,633	147,321	481,312	
	高 校 卒	97	53.7	596,769	79,209	517,560	
	中 学 卒	3	35.6	418,478	74,820	343,658	
職	事務係員	470	40.9	345,245	29,437	315,808	1 級
	大 学 卒	261	36.1	343,542	31,021	312,521	
	短 大 卒	84	46.0	328,151	19,929	308,222	
	高 校 卒	125	47.9	359,741	31,997	327,744	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技術係員	480	34.1	398,093	77,172	320,921	同 上
	大 学 卒	258	30.9	377,513	64,215	313,298	
	短 大 卒	78	34.5	412,079	89,411	322,668	
	高 校 卒	140	39.8	425,745	91,062	334,683	
	中 学 卒	4	26.8	335,591	81,711	253,880	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
事	支 店 長	—	—	—	—	—	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
務	工 場 長	1	*	*	*	*	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
・	事 務 部 長	27	53.1	519,737	3,704	516,033	同 上
	大 学 卒	19	52.2	561,231	5,258	555,973	
	短 大 卒	4	56.4	439,866	0	439,866	
	高 校 卒	4	54.5	407,453	0	407,453	
技	技 術 部 長	7	52.9	521,754	10,550	511,204	同 上
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	3	55.8	583,920	25,886	558,034	
	高 校 卒	2	48.0	398,625	0	398,625	
術	中 学 卒	1	*	*	*	*	同 上
	事 務 部 次 長	9	49.9	433,961	5,634	428,327	
	大 学 卒	7	47.5	435,504	7,302	428,202	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
関	高 校 卒	2	57.7	428,750	0	428,750	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	5	50.1	454,665	0	454,665	
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
係	短 大 卒	—	—	—	—	—	同 上
	高 校 卒	4	48.3	404,354	0	404,354	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	47	49.7	404,186	11,639	392,547	
大 学 卒	25	46.9	413,329	11,152	402,177		
短 大 卒	6	53.4	376,216	2,676	373,540		
高 校 卒	16	53.0	398,931	15,631	383,300		
種	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 課 長	23	49.5	498,484	12,520	485,964	
	大 学 卒	13	49.2	507,702	3,027	504,675	
	短 大 卒	3	45.2	458,400	0	458,400	
職	高 校 卒	7	53.5	510,358	44,306	466,052	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
事	事務課長代理	32	45.8	340,055	6,440	333,615	行 政 職 4 級
	大 学 卒	20	44.4	342,618	8,981	333,637	
	短 大 卒	5	47.1	322,645	0	322,645	
	高 校 卒	7	49.2	343,134	2,854	340,280	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
務	技術課長代理	15	50.2	455,134	5,648	449,486	同 上
	大 学 卒	6	46.5	444,193	1,394	442,799	
	短 大 卒	5	52.6	448,650	527	448,123	
	高 校 卒	4	53.1	481,595	19,369	462,226	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
・	事務係長	16	47.4	427,214	55,105	372,109	3 級
	大 学 卒	11	46.0	410,295	54,043	356,252	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	50.7	457,723	44,523	413,200	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技	技術係長	36	49.9	460,912	64,341	396,571	同 上
	大 学 卒	14	49.2	472,886	67,925	404,961	
	短 大 卒	3	44.4	481,786	96,320	385,466	
	高 校 卒	19	50.9	450,995	58,566	392,429	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関	事務主任	27	44.7	313,004	14,349	298,655	2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	12	40.6	358,980	25,643	333,337	
	短 大 卒	6	48.3	308,892	9,914	298,978	
	高 校 卒	9	46.9	262,014	4,164	257,850	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係	技術主任	30	40.4	373,431	45,240	328,191	同 上
	大 学 卒	10	40.2	394,932	56,153	338,779	
	短 大 卒	8	35.8	370,246	61,409	308,837	
	高 校 卒	12	45.6	357,661	17,574	340,087	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職	事務係員	197	38.4	266,683	17,311	249,372	1 級
	大 学 卒	101	36.1	284,927	20,746	264,181	
	短 大 卒	35	38.6	253,102	17,886	235,216	
	高 校 卒	60	41.8	247,405	12,047	235,358	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技術係員	108	39.7	323,896	25,617	298,279	同 上
	大 学 卒	39	39.9	351,780	39,319	312,461	
	短 大 卒	20	41.5	317,134	34,862	282,272	
	高 校 卒	49	39.0	307,843	13,641	294,202	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	行 政 職 6 級、7 級	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
事 務	工 場 長	—	—	—	—	同 上	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
事 務	事 務 部 長	4	52.0	575,459	26,435	549,024	同 上
	大 学 卒	2	54.0	520,239	0	520,239	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 部 長	7	53.8	535,531	25,857	509,674	同 上
	大 学 卒	3	52.2	569,167	15,000	554,167	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	55.0	510,305	34,000	476,305	
事 務	事 務 部 次 長	3	53.8	467,397	0	467,397	同 上
	大 学 卒	2	52.5	420,880	0	420,880	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 部 次 長	8	51.9	493,028	27,676	465,352	同 上
	大 学 卒	2	55.0	530,809	45,035	485,774	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	51.5	481,755	26,268	455,487	
事 務	事 務 課 長	13	52.4	437,697	5,608	432,089	5 級
	大 学 卒	4	50.3	453,426	9,353	444,073	
	短 大 卒	5	53.9	447,545	7,098	440,447	
	高 校 卒	4	52.8	409,659	0	409,659	
技 術	技 術 課 長	9	48.2	468,832	34,249	434,583	同 上
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	4	47.5	504,100	38,500	465,600	
	高 校 卒	4	47.3	423,195	38,560	384,635	
中 学 卒	—	—	—	—	—	—	



職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事 務	事務課長代理	12	50.5	432,806	41,443	391,363	行 政 職 4 級
	大 学 卒	6	49.3	427,197	32,083	395,114	
	短 大 卒	2	49.0	397,858	48,108	349,750	
	高 校 卒	4	53.0	458,693	52,149	406,544	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	13	47.1	492,564	53,926	438,638	同 上
	大 学 卒	7	47.6	492,277	49,906	442,371	
	短 大 卒	3	45.2	487,843	56,210	431,633	
	高 校 卒	3	47.8	497,954	61,021	436,933	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務係長	8	46.6	403,920	25,810	378,110	3 級
	大 学 卒	7	48.1	413,367	26,284	387,083	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務主任	12	41.3	315,946	32,205	283,741	2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	5	35.9	292,592	26,500	266,092	
	短 大 卒	3	46.5	324,092	20,459	303,633	
	高 校 卒	4	44.0	339,030	48,145	290,885	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	13	43.0	426,147	47,436	378,711	同 上
	大 学 卒	5	40.7	441,091	55,091	386,000	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	6	44.7	418,229	48,264	369,965	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	事務係員	57	37.8	294,809	16,092	278,717	1 級
	大 学 卒	30	34.2	341,720	22,093	319,627	
	短 大 卒	13	43.9	246,895	13,172	233,723	
	高 校 卒	14	40.2	235,421	5,516	229,905	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術係員	46	28.5	302,632	31,152	271,480	同 上
	大 学 卒	5	34.5	337,824	20,610	317,214	
	短 大 卒	8	34.1	330,559	26,068	304,491	
	高 校 卒	33	26.2	290,385	34,026	256,359	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

その2 その他の職種  
企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A-B)
技能・ 労務関係 職種		人	歳	円	円	円
	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	4	56.3	433,543	126,793	306,750
	守衛員	21	46.9	498,366	135,532	362,834
	用 務 員	—	—	—	—	—
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	5	54.7	668,962	0	668,962
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	50.7	573,337	2,905	570,432
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	10	45.5	449,926	5,006	444,920
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	3	35.2	405,422	1,371	404,051
	運 航 機 士	—	—	—	—	—
	甲 板 長 ・ 操 機 長	2	52.5	497,906	0	497,906
	甲 板 手 ・ 操 機 手	10	37.1	384,388	940	383,448
	甲 板 員 ・ 機 関 員	4	32.3	290,816	0	290,816
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 講 師	—	—	—	—	—
	大 学 助 教	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 校 長	1	*	*	*	*
	高 等 学 校 教 頭	2	56.0	706,620	60,000	646,620
	高 等 学 校 教 諭	24	47.0	523,227	1,800	521,427
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	3	54.8	871,307	0	871,307
	研 究 部 ( 課 ) 長	25	52.3	668,926	1,919	667,007
	研 究 室 ( 係 ) 長	33	50.6	596,199	4,625	591,574
	主 任 研 究 員	40	44.9	597,652	120,229	477,423
	研 究 補 助 員	64	32.7	415,077	79,128	335,949
	研 究 員	—	—	—	—	—
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	1	*	*	*	*
	医 科 長	2	67.5	1,614,500	0	1,614,500
	医 科 師	3	47.5	1,380,152	0	1,380,152
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	—	—	—	—	—
	薬 劑 師	7	46.8	413,014	2,977	410,037
	診 療 放 射 線 技 師	1	*	*	*	*
	臨 床 検 査 技 師	2	38.5	244,008	0	244,008
	栄 養 士	5	48.7	331,086	10,637	320,449
	理 学 療 法 士	19	35.3	306,179	18,648	287,531
	作 業 療 法 士	10	30.7	299,713	9,123	290,590
	総 看 護 師	1	*	*	*	*
看 護 師	7	51.5	494,849	57,714	437,135	
看 護 師	74	40.7	355,543	58,743	296,800	
准 看 護 師	25	51.2	349,714	45,745	303,969	

備	考
<p>電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。</p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p>構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 〔下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）〕</p>	
<p>部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上</p> <p>部下に薬剤師2人以上</p> <p>部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上</p>	

### 3 生計費関係

第16表 費目別、世帯人員別標準生計費（和歌山市）

（令和6年4月）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	30,694	39,020	50,708	62,404	74,100
住居関係費	38,769	43,446	40,051	36,656	33,261
被服・履物費	6,981	6,523	9,956	13,390	16,824
雑費Ⅰ	15,187	20,824	31,911	43,007	54,103
雑費Ⅱ	7,020	12,659	15,909	19,159	22,413
計	98,651	122,472	148,535	174,616	200,701

（注）1 2～5人世帯については、総務省の「家計調査」（勤労者世帯）における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

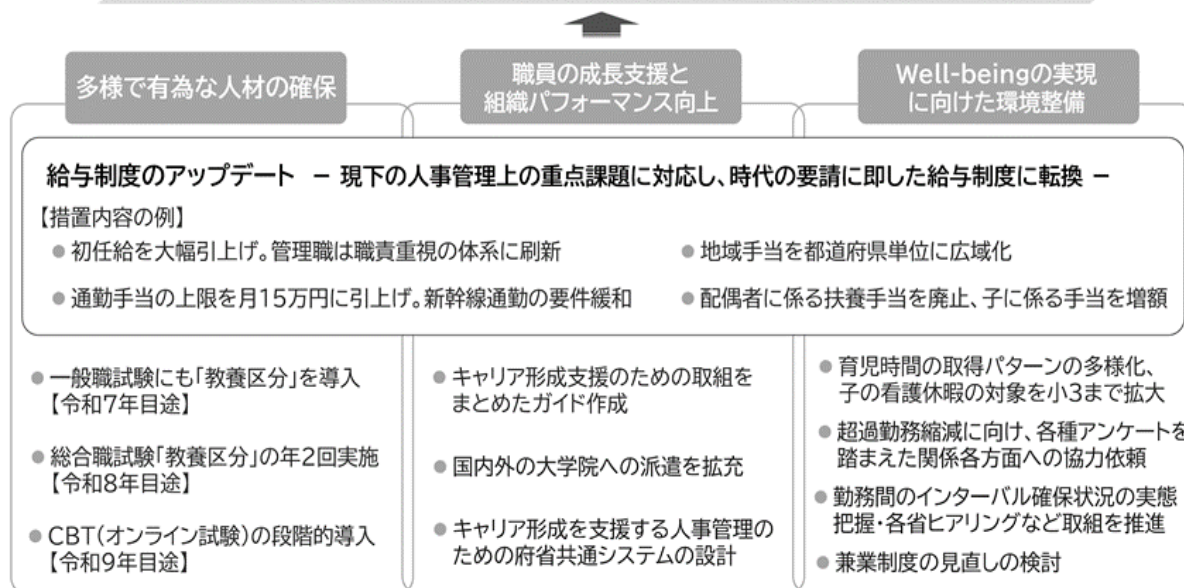
## 4 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律等に基づき、一般職の職員の給与について報告及び勧告をするとともに、公務員人事管理について報告を行い、あわせて国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

それらの内容の概要は、次のとおりである。

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



人事行政諮問会議  
中間報告を  
踏まえた取組

- 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な施策等の検討  
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

**月例給** [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

- 官民較差: 11,183円(2.76%)
- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施  
【総合職(大卒)】230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1% [+23,800円])  
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8% [+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
  - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定  
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
  - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

**ボーナス** [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

- 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

**寒冷地手当** 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

- 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
  - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
  - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大